

開発許可ハンドブック〔平成 19 年(2007 年)版〕

令和 4 年(2022 年) 4 月 1 日改訂箇所

ページ番号	改訂内容(概要)	備考
p. 4 ほか	阿武町に開発許可に関する権限を全部移譲したことに伴う修正	権限移譲
p. 19	配電事業の用に供する電気工作物に係る開発行為について、開発許可不要とされたことに伴う修正	令和 2 年 電気事業法改正
p. 29, 34	開発行為前に協議すべき者として、配電事業者が追加されたことに伴う修正	令和 2 年 電気事業法改正
p. 59	自己業務用に係る開発行為についても、土砂災害特別警戒区域等から除外することとされたことに伴う修正	令和 2 年・3 年 都市計画法改正
p. 115, 121~122, 127, 147, 241	市街化調整区域における新たな限定的立地基準として、法第 34 条第 8 号の 2 が制定されたことに伴う修正	令和 2 年 都市計画法改正
P, 117~118	市街化調整区域における限定的立地基準のうち、法第 34 条第 1 号で定める主として周辺地域に居住している者の利用に供する日常生活に必要な物品の販売店等に、日本郵便株式会社が行う「郵便の業務」以外の業務の用に供する施設である建築物を加えることに伴う修正	令和 3 年 1 月 29 日付け 事務連絡 (国土交通省都市局都市計画課)
p. 123~124	市街化調整区域における限定的立地基準のうち、法第 34 条第 11 号・第 12 号に係る条例区域等から、災害リスクの高い区域を除外することとされたことに伴う修正	令和 2 年 都市計画法改正
p. 128-1, 144-1, 149-1, 151-1	令和 2 年都市計画法改正の趣旨を鑑み、法第 34 条第 14 号等に係る開発区域等から、災害リスクの高い区域を除外することに伴う修正	令和 2 年 都市計画法改正 令和 3 年 4 月 1 日付け 国都計第 176 号 (国土交通省都市局長)